

令和6年度宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会

日時：令和7年3月21日（金）

午前10時から11時30分まで

会場：防災庁舎2階 共用会議室2-1

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 制度の現状及び令和6年度の取組について

…資料1

4 審議事項

(1) 令和7年度の取組案について

…資料2

5 閉会

資料 1

制度の現状及び 令和 6 年度の取組 について

1 福祉サービス第三者評価とは・・・

福祉施設・事業所でのよりよいサービスの実現に向けて、公平・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組み。

2 第三者評価の目的・意義

- 福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としている。※行政監査との相違
 - ・ 福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
 - ・ 施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果（よいところ）を明らかにする。
- 評価結果を公表することで、利用者・家族の福祉サービスに関する情報源の一つとなる。
 - ・ 利用者の適切な福祉サービス選択に資する情報源となる。
 - ・ 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

3 第三者評価事業の法的位置づけ

【社会福祉法】

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第三者評価事業の必要性

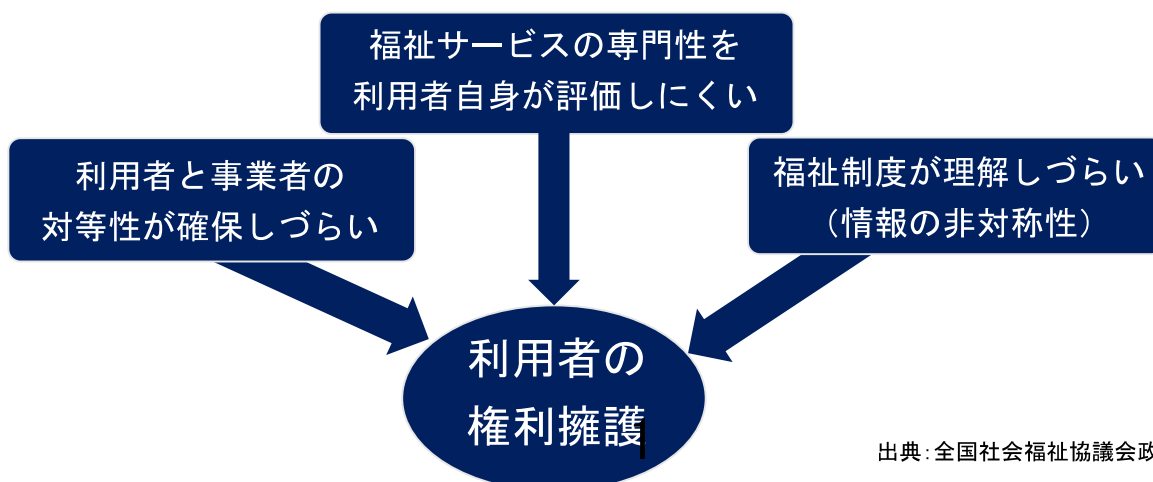
（１） 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上・改善への取組

⇒継続的に福祉サービスの質の向上・改善に取り組む組織づくり

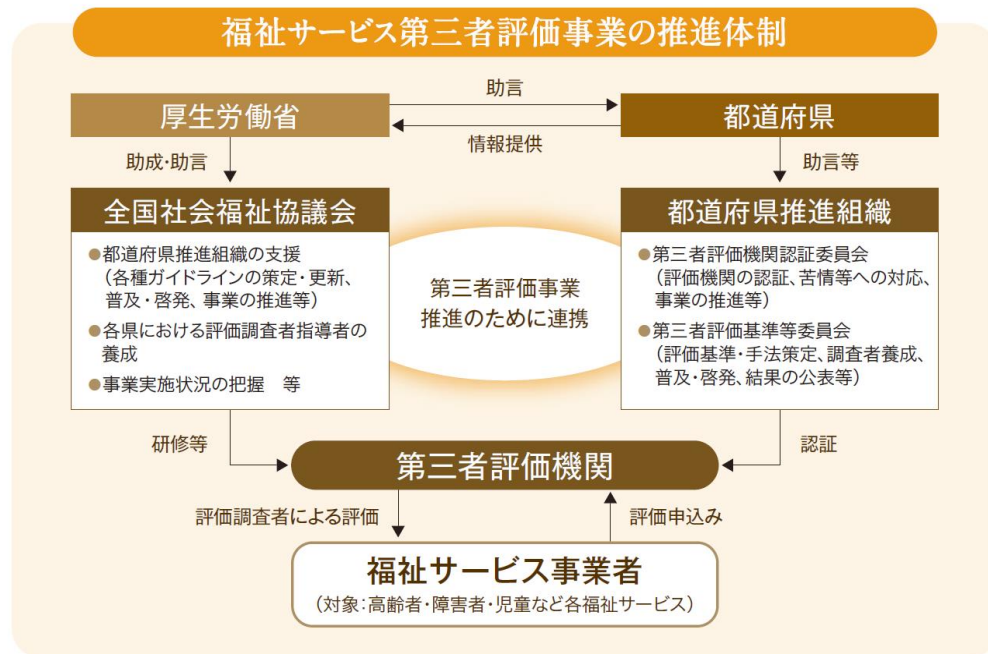
（２） 利用者の権利擁護

福祉サービスについては、「福祉サービスの専門性を利用者自身が評価しにくいこと」「利用者と事業者の対等性が確保しづらいこと」「福祉制度が理解しづらいこと」などが課題とされている。



(2) 都道府県における第三者評価事業の推進

- 第三者評価事業は、国が示した指針をもとに、**都道府県が実施する事業で、各都道府県が推進組織を設置し、第三者評価事業を推進。**
- 国の指針・各種ガイドラインにもとづき、都道府県推進組織において、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証、評価手法の策定、評価結果の公表を行っている。



各分野における第三者評価事業の位置づけ

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受害	任意 ※地域密着型サービスは外部評価 受害が義務化⇒令和3年度により外部 評価と運営推進会議による評価の選 択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の 施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する 基準」
受害率目 標等	高齢者福祉サービス全体の数値 目標に加えて、養護老人ホーム や特養等のサービス区分ごとの 数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目 標に加えて、サービス区分ごと の数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5 年間ですべての事業者で受害・ 公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、 母子生活支援施設、児童自 立支援施設、児童心理治療 施設)
費用の 補助	無	無	5年に1度の受害が可能となる よう受審料の半額程度を公定価 格の加算(上限15万円)として補 助	3年に1回に限り、31万4千円 を上限に措置費の第三者評 価受審費加算を算定できる
昨今の 動き	「規制改革実施計画(平成29年 6月9日閣議決定)」で、介護 分野における利用者の選択に資 する情報の提供という観点から 改善すべき事項が指摘されたこ とを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に 即して同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、 就労継続支援A型の基本報酬に スコア方式が導入。スコア評価 の1つとして「前年度末日から 過去3年以内の第三者評価の受 審状況」が盛り込まれる	保育所における自己評価ガイド ライン改訂(令和2年3月)	第3期受審期の1年延長(新 型コロナウイルスへの対応) 第4期(令和4年度～)に当たり評 価基準が改定(令和4年3月23日 付)
情報公表 制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関す る項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成 30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子 育て支援法に基づき、特定教 育・保育施設等の提供する教 育・保育の内容、当該施設等の 運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の 自己評価結果を公表しなけ ればならない

各分野の評価基準ガイドラインの策定状況

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） 令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成22年3月通知
	児童自立生活援助事業	平成22年3月通知 ⇒令和4年3月23日通知（改定）
厚生事業	婦人保護施設	平成18年6月通知
	救護施設	平成30年9月20日通知

Ⅱ 各分野の動向等

〈高齢者福祉分野における第三者評価に関する動向〉

○通知「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」（平成30年3月26日）

→ 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表

→ サービスの選択に資すると認められる重要事項としての位置付け

（サービス提供の開始にあたって、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」「実施した評価機関の名称」「評価結果の開示状況」を重要事項として説明）

→ 介護サービス情報公表システムにおける評価結果の掲載（WAMNET）

○令和2年3月に高齢者福祉サービス版第三者評価基準改正

〈障害福祉分野における第三者評価に関する動向〉

○障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）

- ・令和3年度に、基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（**スコア方式**）に見直された。
- ・「支援力向上」の指標に、「**過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表していること**」が盛り込まれた。

○「『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて』～社会保障審議会障害者部会報告書～」(令和4年6月13日)において、障害福祉サービス等の質の確保・向上のため、「**サービスごとの特性を踏まえつつ、多様な主体による自己評価や外部評価など、それぞれのサービスに適した評価の仕組みを検討する**」ことが必要とされた

- ⇒介護分野の運営推進会議を参考とした新たな評価の仕組みについて検討
- ⇒令和4年度障害者総合福祉推進事業において「障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究」を実施
- ⇒**グループホーム等において、地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取り組みを義務づけ**

＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

〈保育所における第三者評価に関する動向①〉

(1) 保育所

①「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」とりまとめ (厚生労働省：令和3年12月20日)

- 本検討会では、①人口減少地域における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士等による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点について議論が行われた。

(4) 保育士の確保・資質向上等

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関する者

ii) 保育士等の資質向上

- 保育所における自己評価、第三者評価については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところであるが、一定の保育所においては実施されておらず、また、評価結果の公表が進んでいない現状がある。
- 特に第三者評価については、実施に当たり、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった、保育の質の向上に結びついていないという指摘があるなど、必ずしも取組の効果が有効に発現しているとは言えないと考えられる。
- また、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものとなっていく上で、保護者や地域の多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね 互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である。
- こうした状況を踏まえ、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、**実態**を把握した上で、その改善策について検討すべきである。

＜保育所における第三者評価に関する動向②＞

②規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

＜人への投資＞

（7）保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1 4	保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	a 略 b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。	a：略 b：令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省



○「令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」において「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」を実施（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会が受託。令和5年3月報告書とりまとめ）

○報告書では、今後の課題として、①自己評価ガイドラインに基づく自己評価のあり方の周知、②自己評価、第三者評価、指導監査の関連性の整理、③評価機関による評価方法と事後フォローの検討があげられている。

＜放課後児童クラブにおける第三者評価に関する動向＞

○社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ（平成30年7月27日）において、放課後児童クラブの質の確保にあたって、第三者評価の実施は重要な視点であると指摘

○平成30年度、令和元・2年度調査研究事業（実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、基準案を策定

○令和3年3月29日に放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインが通知

○令和3年度予算において、放課後児童クラブが第三者評価を受審した場合の加算を創設

⇒1事業所あたり30万円（3年に1度）：子ども・子育て支援交付金

＜社会的養護関係施設における第三者評価に関する動向＞

（１）社会的養護施設

①第４期（令和４年度～関係施令和６年度）

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム版の評価基準が改定（令和４年３月２３日付）

②第５期（令和７年度～令和９年度）

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の評価基準を改定予定

＜困難な問題を抱える女性への支援における第三者評価の動向＞

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）

附則

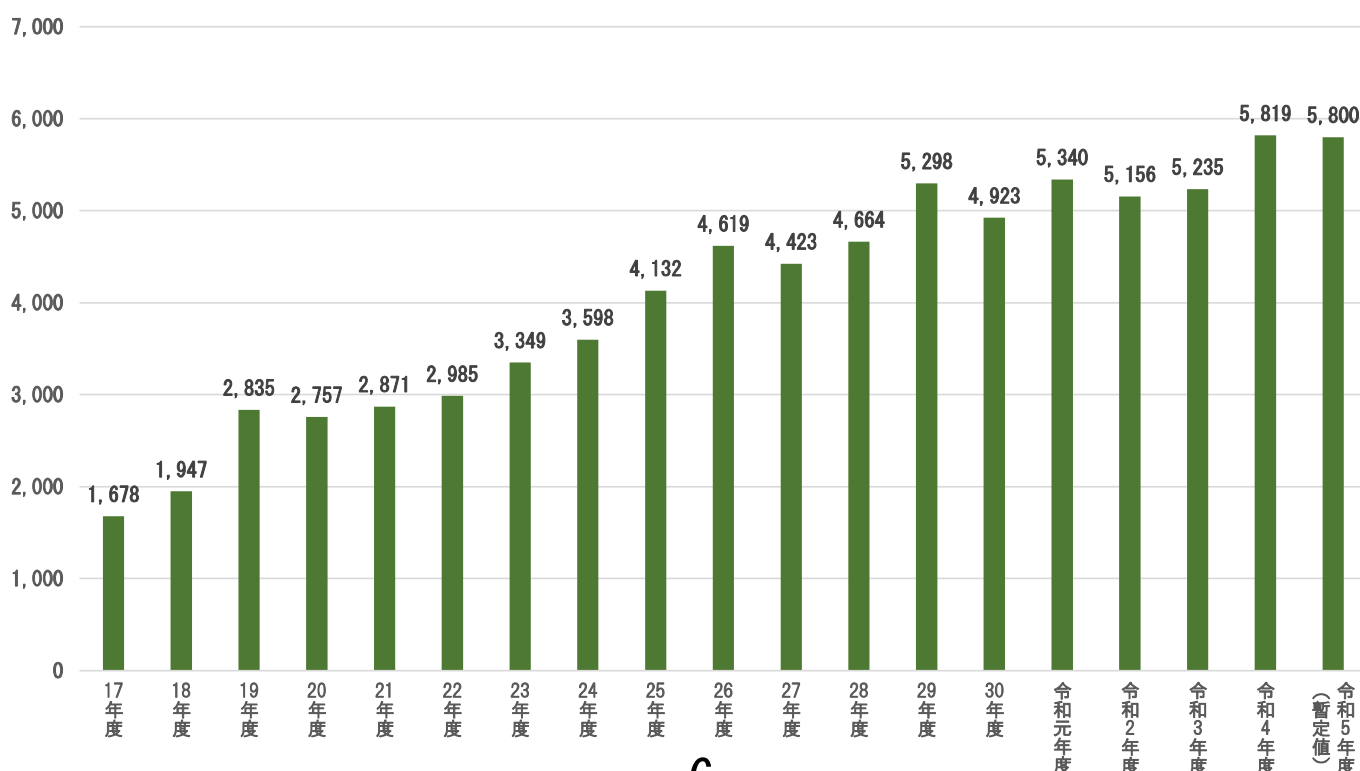
第２条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⇒ 令和６年度に厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」を実施（令和６年度）

Ⅲ 全国の実施状況①

（１）令和５年度の受審数（暫定値）：５,８００件

受審数の推移



Ⅲ 全国の実施状況②

(2) 主な施設・サービス別受審数（令和5年度）

	受審数	全国施設数	受審率	参考 令和4年度受審数
特別養護老人ホーム	465	10,562	4.40%	489
障害者施設（生活介護）	180	9,508	1.89%	189
障害者施設（就労継続支援A型）	30	4,429	0.68%	33
保育所	2,006	23,806	8.43%	1,949
児童館	0	4,301	0%	0
放課後児童クラブ	11	25,807	0.04%	22
救護施設	19	186	10.22%	23

（全社協・政策企画部作成）

Ⅲ 全国の実施状況③

(3) 都道府県別受審数（令和5年度）

都道府県	受審数	社会的養護関係 施設を除く	都道府県	受審数	社会的養護関係 施設を除く
北海道	19	14	滋賀県	21	14
青森県	9	3	京都府	205	194
岩手県	13	6	大阪府	131	105
宮城県	18	13	兵庫県	78	57
秋田県	14	9	奈良県	5	1
山形県	10	3	和歌山県	9	2
福島県	14	10	鳥取県	48	39
茨城県	19	8	島根県	11	7
栃木県	24	13	岡山県	21	11
群馬県	8	5	広島県	47	36
埼玉県	78	64	山口県	12	6
千葉県	161	152	徳島県	4	3
東京都	3,984	3,896	香川県	2	0
神奈川県	335	312	愛媛県	15	11
新潟県	20	19	高知県	7	2
富山県	10	6	福岡県	31	17
石川県	7	5	佐賀県	7	3
福井県	9	6	長崎県	14	6
山梨県	8	1	熊本県	17	12
長野県	43	39	大分県	8	3
岐阜県	29	25	宮崎県	10	5
静岡県	37	29	鹿児島県	24	18
愛知県	175	146	沖縄県	17	15
三重県	12	10	全国合計	75,800	5,361

（全社協・政策企画部作成）

（出典：「福祉サービス第三者評価」実施状況調査（令和5年度実施状況）」に基づき作表）

(４) 令和6年4月1日時点の評価機関数：のべ400機関

※そのうち、直近3か年の評価件数が0件の評価機関は70機関

都道府県	(1) 認証評価機関数 (令和6年4月1日現在)	(2) 認証評価機関の直近3か年(令和3年4月1日～令和6年3月31日)の評価件数					都道府県	(1) 認証評価機関数 (令和6年4月1日現在)	(2) 認証評価機関の直近3か年(令和3年4月1日～令和6年3月31日)の評価件数				
		0件	1～9件	10件～20件	21件～50件	51件以上			0件	1～9件	10件～20件	21件～50件	51件以上
北海道	7	－	6	1	－	－	京都府	16	1	3	3	4	5
青森県	3	1	－	2	－	－	大阪府	23	10	6	5	2	2
岩手県	2	－	1	－	1	－	兵庫県	12	5	2	3	1	1
宮城県	7	4	2	－	1	－	奈良県	4	1	3	－	－	－
秋田県	3	－	1	2	－	－	和歌山県	3	－	1	2	－	－
山形県	5	2	2	1	－	－	鳥取県	4	－	1	2	－	1
福島県	2	－	1	－	1	－	島根県	4	3	－	－	1	－
茨城県	8	6	2	－	－	－	岡山県	7	－	2	1	2	2
栃木県	7	2	3	2	－	－	広島県	4	－	2	1	1	－
群馬県	5	2	3	－	－	－	山口県	1	－	－	－	1	－
埼玉県	24	7	11	5	1	－	徳島県	5	4	1	－	－	－
千葉県	21	3	9	1	7	1	香川県	2	1	1	－	－	－
東京都	116	6	30	21	32	27	愛媛県	6	1	3	1	1	－
神奈川県	17	－	5	1	4	7	高知県	3	－	3	－	－	－
新潟県	5	1	2	－	2	－	福岡県	5	－	2	1	2	－
富山県	2	－	－	－	－	2	佐賀県	2	－	1	1	－	－
石川県	6	1	－	2	－	3	長崎県	4	－	2	1	1	－
福井県	1	－	－	－	1	－	熊本県	7	2	2	2	1	－
山梨県	1	－	1	－	－	－	大分県	1	－	－	－	1	－
長野県	3	－	－	1	2	－	宮崎県	2	－	1	1	－	－
岐阜県	6	1	2	1	2	－	鹿児島県	3	－	1	1	－	1
静岡県	9	5	1	1	2	－	沖縄県	2	－	－	－	2	－
愛知県	11	1	3	4	2	1							
三重県	6	－	5	1	－	－	合計	400	70	128	73	78	53
滋賀県	3	－	1	2	－	－							

(全社協・政策企画部作成)

宮崎県のこれまでの受審実績等について

1 受審数実績

分野	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※	総計
高齢者	0	0	0	1	0	0	3	2	0	3	2	0	0	1	0	1	13
障がい者	2	0	2	2	1	2	1	1	1	1	0	2	2	4	0	1	22
児童	0	1	2	2	0	2	2	0	2	6	4	0	0	0	5	4	30
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	2	5	5	6	66

※R6の実績数は見込。

(参考) 社会的養護関係施設の受審状況(対象施設数 20)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
0	6	10	2	2	9	3	3	3	3	3	5	4

※R5の実績数は見込。

2 評価機関

(1) 概要

名称	所在地	評価件数 (H21～)	調査者数 (R7. 1. 1時点)
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 (R4年度撤退)	宮崎市	23	
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎市	29	27
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	延岡市	15	14
計		67	41

※評価件数にはR5評価見込の件数を含む。

(2) 年度別評価件数

名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※	計
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 (R4年度撤退)	1	0	0	2	1	2	5	3	0	3	5	1	0				23
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	0	0	1	1	0	2	1	0	2	3	1	1	2	5	4	6	29
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	1	1	3	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	2	0	15
計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	2	5	6	6	67

※R6の実績数は見込。

本県の令和 6 年度の実施状況

1 評価調査者向け研修

(1) 評価調査者継続研修（障害者施設の第三者評価に関する研修）

評価調査者継続研修は、障害者支援施設の評価に関する研修を実施した。講師は、「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に依頼した。

ア 日時： 令和 6 年 8 月 22 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで

イ 会場： 宮崎県防災庁舎 2 階 共用会議室 2-1

ウ 参加者数： 10 名（うち 1 名は午前のみ参加）

エ 講師

○宮崎県福祉サービスの質の向上と第三者評価事業～全国における取り組み状況等～
一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 新津 ふみ子 氏

○第三者評価のプロセスを理解・確認する～利用者調査と職員自己評価に焦点をあてて
一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 新津 ふみ子 氏

○障害分野の第三者評価の特徴と留意点～評価基準を令和 6 年度報酬改定と関連させて
一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 新津 ふみ子 氏
同 田中 眞弓 氏

(2) 養成研修（保育所の第三者評価に関する研修）

評価調査者養成研修は、毎年評価件数がある「保育所」の評価に関する研修を実施した。講師は、評価調査者継続研修と同様、「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に依頼した。なお、講師はリモートで講義及び聞き取り演習を行った。

ア 日時： 令和 6 年 12 月 12 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで
令和 6 年 12 月 13 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 会場： 宮崎県防災庁舎 5 階 56 号室、53 号室

ウ 参加者数： 6 名

エ 講師

○書面（事前）審査の着眼点、訪問調査の着眼点、訪問調査実習
一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 右京 昌久 氏

オ 実習先（会場にて聞き取り演習）

つくしんぼ福祉会ととろ保育園（延岡市）

2 施設向け啓発等

(1) 施設監査時の受審啓発

社会福祉法人の法人監査を行う県内 9 市への制度説明を行い、法人指導監査及び施設監査時の制度周知及び受審啓発を行った。

(2) 社会福祉施設向け啓発等

ア 社会福祉法人向け周知

令和 6 年 5 月に開催された令和 6 年度宮崎県社会福祉法人経営者協議会総会において、第三者評価制度に関するチラシを配布し制度周知及び受審啓発に努めた。

**がんばる社会福祉施設を応援します！
福祉サービス第三者評価制度**

監査とは違います。

監 査…ルールに基づく指導

➡ 問題点の指摘

第三者評価…サービスの質を評価

➡ 良さを評価

自分たちで改善に取り組みます。

評価の過程で、
現状の「気づき」を得ることにより、
自発的な改善につながります。

開かれた施設への第一歩！

評価結果を公表することで、
利用者・地域等に**施設の現状を理解**して
いただけます。

**宮崎県
福祉サービス第三者評価制度**

第三者評価制度とは

①個々の事業者が事業運営の現状を把握し、
②サービスの質の向上に結びつけるとともに、
③評価結果を公表し、利用者の適切な
サービス選択に役立つ情報を提供する制度です

※ 社会福祉法第78条に基づき、国が制度設計し県が運用しています。

○評価対象は、福祉サービスを提供する施設（高齢者施設、
障がい者・児童施設、児童施設、社会的養育関係施設）です。

○宮崎県内の評価機関

法人団体名	住所	電話番号
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎市東町1番22号	0985- 88-8111
NPOみやまき保健福祉 サービス評価機構	延岡市塩川町3-1782-9	0982- 21-3500

県では、社会福祉法人向けの研修を予定しています。
ぜひ参加をご検討ください。

○開催時期：令和 6 年10月（予定）
○内 容：制度概要、受審手続き、受審施設の声 等
○問合せ先：宮崎県指導監査・援護課 法人指導・援護担当
電話：0 9 8 5 - 4 4 - 2 6 0 7

(表)
(裏)

イ 社会福祉法人向け啓発研修

社会福祉法人を対象に受審啓発研修を実施した。

(ア) 日時

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで

(イ) 開催方式

Microsoft Teams を利用した WEB 配信

(ロ) 参加者数：4 6 名（うち行政関係者 5 名）

(エ) 講師

○制度概要及び宮崎県の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主査 押川 敬子

○第三者評価受審の実際について

一般社団法人宮崎県社会福祉士会 宇都宮 美穂子 氏

○第三者評価受審の取組について

社会福祉法人つくしんぼ福祉会	理事長	塩満 克也 氏
つくしんぼ保育園	園 長	神菊 知子 氏
東高岡保育所	所 長	田中 美恵 氏

3 「みやざき犬」による第三者評価受審証の交付

受審が任意または努力義務となっている福祉施設が第三者評価を受審した場合に、県のシンボルキャラクター「みやざき犬」による受審証と受審ステッカーの交付を行った。

交付式については、県の facebook と X（旧 Twitter）で広報を行った。

○実施件数：5件（保育所等：4件、高齢者施設：1件）

- ・令和6年 4月23日 紙屋保育園
- ・令和6年 5月16日 エーデルワイス幼保園
- ・令和6年 7月31日 東高岡保育所
- ・令和6年 8月 8日 うちやまこども園
- ・令和6年10月 3日 わにつか荘



4 その他

えびの市は、保育サービスの質の向上のため、教育・保育施設が第三者評価を受審する際に受審料（国庫補助金を除く上限15万円）を補助する「第三者評価補助金」を設けた。

資料 2

令和 7 年度 of 取組案 について

令和 7 年度の取組案について

1 取組の方針

本制度は、創設から 20 年以上が経過し、様々な課題が顕在化していることから、国が制度改革に向けた調査を実施するなど、改革に向けた取組が進められているところである。

このような中、現状では、受審件数の急激な伸びを期待することは難しいものの、評価体制の維持・強化を図るため、評価調査者向けの研修会の開催や、制度の普及啓発に引き続き取り組んでいくこととする。

2 取組の概要案

(1) 評価調査者等の養成・継続研修

ア 対象

評価調査者（及び候補者）等

イ 取組

評価調査者（及び候補者）等向けの研修の開催。

評価技術向上と受審希望施設の増加に対応できる調査者確保を目的とする。

- ・養成研修：1 回開催
- ・継続研修：1 回開催

(2) 普及啓発

ア 対象

各事業所

イ 取組案

- ・受審証の発行及び県ホームページでの公表
- ・法人指導監査及び施設監査における制度啓発
- ・制度に関するチラシ、受審施設紹介パンフレットの配布
- ・社会福祉法人向け受審啓発研修の開催
- ・みやざき犬による受審証の交付
- ・（新）受審施設の利用者向けチラシ等の配架

3 予算

令和 6 年度と同額（全額一般財源）

4 事業効果

福祉サービスの質を評価する「第三者評価制度」の受審促進及び情報公開を通じて、利用者の選択に資するとともに、事業所における福祉サービスの質の向上を図る。